

○令和8管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月25日

北海道知事 鈴木 直道

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 さんま

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 3,900トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	3,900トン
北海道さんま漁業	3,800トン
北海道さんまを漁獲するその他漁業	現行水準

第二 まあじ

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 現行水準
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道まあじを漁獲する漁業	現行水準

第三 まいわし太平洋系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 21,000トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	21,000トン
北海道まいわし太平洋系群火光を利用する敷網試験操業	15,000トン
北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業	現行水準

第四 かたくちいわし太平洋系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第 15 条第 1 項第 2 号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 107,000 トンの内数
2. 法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	107,000 トンの内数
北海道かたくちいわし太平洋系群漁業	107,000 トンの内数